

改正

昭和51年3月31日条例第11号
昭和52年3月31日条例第7号
昭和53年3月31日条例第13号
昭和55年3月31日条例第34号
昭和59年4月1日条例第34号
昭和60年4月1日条例第16号
昭和62年3月14日条例第8号
昭和63年4月1日条例第38号
平成元年3月31日条例第24号
平成2年3月31日条例第13号
平成4年3月31日条例第46号
平成6年3月31日条例第18号
平成6年12月16日条例第55号
平成8年3月31日条例第23号
平成9年4月3日条例第41号
平成10年3月31日条例第19号
平成11年12月17日条例第74号
平成14年3月29日条例第34号
平成15年3月14日条例第25号
平成15年8月8日条例第56号
平成15年10月24日条例第64号
平成16年3月31日条例第64号
平成16年12月17日条例第105号
平成17年3月31日条例第42号
平成17年10月18日条例第111号
平成18年3月31日条例第42号
平成19年3月16日条例第25号
平成20年3月31日条例第57号
平成21年3月31日条例第31号
平成24年3月30日条例第60号
平成24年12月28日条例第125号
平成25年3月29日条例第25号
平成25年10月15日条例第55号
平成26年3月28日条例第65号
平成28年3月31日条例第63号
平成29年3月31日条例第31号
平成30年3月30日条例第34号
平成31年3月15日条例第49号
令和元年7月23日条例第18号
令和2年3月31日条例第58号
令和5年3月17日条例第24号
令和6年3月29日条例第55号

北海道立都市公園条例をここに公布する。

北海道立都市公園条例

目次

第1章 総則（第1条）

第1章の2 配置及び規模等の基準（第1条の2・第1条の3）

第1章の3 移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準（第1条の4）

第2章 管理（第2条—第8条）

第2章の2 工作物等の保管の手續等（第8条の2—第8条の7）

第3章 雑則（第9条—第15条）

第4章 罰則（第16条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、北海道立都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第1章の2 配置及び規模等の基準

（都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とした都市公園の有する特質により道内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、本道の豊かな自然環境及び良好な景観に配慮しながら、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものとして容易に利用することができるように配置し、それぞれの地域特性を生かした都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすることとする。

（公園施設の設置基準）

第1条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文及び第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき設けられる法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（政令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。）に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文及び第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

7 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第1章の3 移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準

第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設（同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。次項及び別表第1において同じ。）の設置に関する基準は、同表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、同項の規定による基準によらないことができる。

第2章 管理

（指定管理者による管理）

第2条 都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定

を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第2条の2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（1） 公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものの管理運営に関する事

（2） 第6条第1項本文の承認に関する事

（3） 第7条本文の規定による利用の禁止又は制限に関する事

（4） その他知事が定める業務

（利用の期間及び時間）

第2条の3 公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものの利用の期間及び時間は、別表第1の2のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用の期間又は時間を変更することができる。

（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項等）

第3条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 公園施設の設置の許可申請書

ア 住所及び氏名並びに職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名並びに事業内容。以下同じ。）

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所及び面積

オ 構造

カ 管理の方法

キ 工事の実施方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 原状回復の方法

（2） 公園施設の管理の許可申請書

ア 住所及び氏名並びに職業

イ 名称、所在地及び種類

ウ 管理の目的

エ 管理の期間

オ 管理の方法

（3） 許可を受けた事項の変更許可申請書

ア 住所及び氏名並びに職業

イ 変更事項

ウ 変更理由

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

（1） 住所及び氏名並びに職業

（2） 工作物その他の物件又は施設（次号において「物件等」という。）の種類及び数量

（3） 物件等の管理の方法

（4） 工事の実施方法

（5） 工事の着手及び完了の時期

（6） 原状回復の方法

3 法第5条第1項の許可（公園施設の管理に係るものを除く。）又は法第6条第1項若しくは第3項の許可の申請書を提出する場合には、当該申請書に規則で定める設計図書を添付しなければならない。

（行為の許可）

第4条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（1） 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。
- 2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限って、同項の許可を与えることができる。
- 3 知事は、第1項の許可に、都市公園の管理上必要な条件を付することができる。
- 4 法第6条第1項本文若しくは第3項の許可又は第6条第1項本文若しくは第6条の3第1項の承認を受けた者は、当該許可又は承認に係る事項については、第1項の許可を受けることを要しない。
- (行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園施設であって道の設置するものを損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること（法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けて行う公園施設の設置又は都市公園の占用に伴うものを除く。）。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。
- (8) 指定された場所以外の場所に、車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）による自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。）を乗り入れ、又は駐車させること。
- (9) 公園施設であって道の設置するものをその用途外に使用すること。

(公園施設の利用の承認等)

第6条 次に掲げる公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、北海道立サンピラーパークの屋内競技場を4月1日から10月31日までの間に利用しようとするときは、この限りでない。

都市公園の名称	公園施設の名称
北海道立真駒内公園	屋内競技場
	屋外競技場
	駐車場
北海道立野幌総合運動公園	ホッケー・サッカー場
	ラグビー場
	水泳プール
	テニスコート
	体育館
	軟式野球場
	硬式野球場
	陸上競技場
	合宿所
北海道子どもの国	大型遊戯施設
	キャンプ場
北海道立オホーツク公園	オートキャンプ場
	パークゴルフ場
北海道立宗谷ふれあい公園	オートキャンプ場
	パークゴルフ場
	バーベキューコーナー
北海道立ゆめの森公園	パークゴルフ場
北海道立十勝エコロジーパーク	オートキャンプ場
北海道立サンピラーパーク	屋内競技場

- 2 指定管理者は、前項本文の承認に、都市公園の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の公園施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(承認の基準)

第6条の2 指定管理者は、前条第1項本文の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が都市公園の設置の目的に反するとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 公園施設を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他都市公園の管理運営上支障があると認められるとき。

(変更の承認)

第6条の3 第6条第1項本文の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 第6条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し等)

第6条の4 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項本文の承認(前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの)を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第6条第1項本文又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第6条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により付された条件に違反したとき。

- 2 指定管理者は、都市公園の管理運営上その他公益上支障があると認めるときは、前項に規定する処分をし、又は第6条第2項の規定により付された条件を変更することができる。

(利用の禁止又は制限)

第7条 指定管理者は、災害その他の理由により、都市公園の利用が危険であると認める場合は、その区域を定めて、利用を禁止し、又は制限することができる。ただし、緊急の必要がある場合には、知事が利用を禁止し、又は制限することを妨げない。

(監督処分)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

第2章の2 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第8条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した工作物等(法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下この章において同じ。)の名称又は種類、形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- (工作物等を保管した場合の公示の方法)

第8条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第8条の7において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を北海道公報に登載し、又は新聞紙に掲載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第8条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第8条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第8条の6 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 知事は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（工作物等を返還する場合の手続）

第8条の7 知事は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第3章 雑則

（届出）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者 公園施設の設置若しくは都市公園の占用に関する工事を完了したとき、公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したとき又は法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(2) 法第26条第2項又は第4項の規定により必要な措置を命ぜられた者 当該措置を完了したとき。

(3) 法第27条第1項若しくは第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定により原状回復その他の措置を命ぜられた者 当該措置を完了したとき。

(4) 都市公園を構成する土地物件の所有者又は抵当権者 当該土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

（使用料）

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表第1の3の範囲内で、規則で定める。

第11条 削除

第12条 知事は、相当の理由があると認めるときは、第10条の使用料を減免することができる。

(利用料金)

第12条の2 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、北海道立真駒内公園に係る公園施設にあっては別表第2、北海道立野幌総合運動公園に係る公園施設にあっては別表第3、北海道子どもの国に係る公園施設にあっては別表第4、北海道立オホーツク公園、北海道立宗谷ふれあい公園及び北海道立ゆめの森公園に係る公園施設にあっては別表第5、北海道立十勝エコロジーパークに係る公園施設にあっては別表第6、北海道立サンピラーパークに係る公園施設にあっては別表第7に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。
- 5 指定管理者は、既に收受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第12条の3 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第13条 第3条から第5条まで、第7条本文、第8条から第10条まで及び第12条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。この場合において、第7条本文中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

(知事による管理)

第14条 第2条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、都市公園の管理に係る業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により知事が都市公園の管理に係る業務を行う場合においては、第2条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第6条から第7条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条の2第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「北海道立真駒内公園に係る公園施設にあっては別表第2、北海道立野幌総合運動公園に係る公園施設にあっては別表第3、北海道子どもの国に係る公園施設にあっては別表第4、北海道立オホーツク公園、北海道立宗谷ふれあい公園及び北海道立ゆめの森公園に係る公園施設にあっては別表第5、北海道立十勝エコロジーパークに係る公園施設にあっては別表第6、北海道立サンピラーパークに係る公園施設にあっては別表第7に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2備考6の事項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第7条ただし書及び第12条の2第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条第1項（第13条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条（第13条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (3) 第8条（第13条において準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者

第17条 偽りその他不正の行為により第10条の使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本

条の過料を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年8月1日から施行する。
- 2 北海道立真駒内競技場条例（昭和47年北海道条例第42号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 旧条例第4条の規定によってした使用の承認は、第6条第1項の規定によってしたものとみなす。
- 4 旧条例第5条の規定によって納めた使用料は、第11条の規定によって納めたものとみなす。

附 則（昭和51年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日条例第13号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第34号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日条例第34号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日条例第16号）

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月14日条例第8号）

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日条例第38号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第24号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定中北海道立野幌総合運動公園の体育館に係る部分及び別表第3の改正規定中体育館に係る部分は同年5月1日から、第6条第1項の表の改正規定中北海道子どもの国に係る部分、第11条第2項の改正規定及び別表第3の次に1表を加える改正規定は同年7月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日条例第13号）

この条例は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第46号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定並びに別表第3の表の部分に次のように加える改正規定及び別表第3の備考の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第18号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定（陸上競技場に係る部分に限る。）及び別表第3の改正規定（陸上競技場に係る部分に限る。）は同年5月1日から、第6条第1項の表の改正規定（北海道立オホーツク公園に係る部分に限る。）、第11条第2項の改正規定及び別表第4の次に1表を加える改正規定は同年6月12日から施行する。

附 則（平成6年12月16日条例第55号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月31日条例第23号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に使用の申込みがされている北海道立野幌総合運動公園の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成9年4月3日条例第41号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に使用の申込みがされている北海道立都市公園の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成10年 3月31日条例第19号）

この条例は、平成10年 7月 1日から施行する。ただし、別表第 5 の 1 の改正規定は、同年 4月 1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第74号）

この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年 3月29日条例第34号）

この条例は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則（平成15年 3月14日条例第25号）

この条例は、公布の日から起算して 5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成15年 8月 8日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月24日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3月31日条例第64号）

- 1 この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項の表の改正規定（北海道立真駒内公園に係る部分に限る。）及び別表第 2 の改正規定（駐車場に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して 4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成16年 7月規則第113号で、同16年 7月 3日から施行）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道立都市公園条例（以下「改正前の条例」という。）第 6 条第 1 項の規定によりされている使用の承認の申請については、この条例による改正後の北海道立都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 1 項の規定によりされた利用の承認の申請とみなす。

- 3 前項の規定により利用の承認の申請とみなされた申請に係る利用料金の額は、改正後の条例第12条の 2 第 3 項の規定にかかわらず、改正前の条例第11条第 2 項の規定による額とする。

附 則（平成16年12月17日条例第105号）

この条例は、公布の日から起算して 1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成16年12月規則第130号で、同16年12月17日から施行）

附 則（平成17年 3月31日条例第42号）

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 5 の次に 1 表を加える改正規定（トレイラーハウス、ロッジ、洗濯機及び乾燥機に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して 4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成17年 6月規則第69号で、同17年 7月 1日から施行）

附 則（平成17年10月18日条例第111号）

- 1 この条例は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 1 を別表第 1 の 2 とし、附則の次に 1 表を加える改正規定（北海道立噴火湾パノラマパークに係る部分に限る。）は、公布の日から起算して 9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成18年 6月規則第92号で、同18年 6月24日から施行）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の公園施設の利用に係る申込みでこの条例の施行の際この条例による改正前の北海道立都市公園条例第 6 条第 1 項の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の公園施設の利用に係る同項の承認は、施行日以後においては、指定管理者に対してなされたこの条例による改正後の北海道立都市公園条例第 6 条第 1 項の承認に係る申請又は指定管理者がした同項の承認とみなす。

附 則（平成18年 3月31日条例第42号）

この条例は、公布の日から起算して 8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第 2 備考 1 の事項の改正規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

（平成18年 6月規則第93号で、同18年11月11日から施行）

附 則（平成19年 3月16日条例第25号）

この条例は、公布の日から起算して 5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成19年 7月規則第72号で、同19年 7月20日から施行）

附 則（平成20年 3月31日条例第57号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第31号）

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
ただし、別表第1の4の事項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

（平成21年11月規則第93号で、同21年11月15日から施行）

附 則（平成24年3月30日条例第60号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第125号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成25年7月規則第68号で、同25年7月28日から施行）

附 則（平成25年10月15日条例第55号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第65号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第63号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第31号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第49号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第18号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第58号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日条例第24号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第55号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第1条の4関係）

1 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
- ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ オに規定する場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。
- オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。
- カ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び区間5メートル以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違うことのできる広さの場所を設けた上で、140センチメートル以上とすることができる。
- イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機を併設すること。
- エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- カ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
- キ 排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。
- ク 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせたもの（(6)及び4の事項(1)イ(キ)において「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を床面に敷設すること。
- ケ 必要に応じ、手すりを設けることとし、当該手すりの必要な箇所において通路の通ずる場所を示す点字表示を行うこと。
- コ 便所等公園内の建築物の出入口の付近は、平たんとすること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ア 幅は、150センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられる場合にあっては、当該手すりの幅のうち10センチメートルを限度として、当該手すりがないものとみなして算定することができる。
- イ 蹴あげの寸法は、16センチメートル以下とすること。
- ウ 踏面の奥行き寸法は、30センチメートル以上とすること。
- エ 蹴込みの寸法は、2センチメートル以下とすること。
- オ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

カ 手すりの端部の付近その他必要な箇所において階段の通ずる場所を示す点字表示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。

キ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ク 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

ケ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造のものであること。

コ 縁端は、つえが脱落しないよう壁面とし、又は5センチメートル以上立ち上げること。

(4) 階段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、150センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、120センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路である場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合に当該交差又は接続する部分についても、同様とする。

カ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 手すりの端部の付近その他必要な箇所において傾斜路の通ずる場所を示す点字表示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。

ク 縁端は、つえ、車椅子のキャスター等が脱落しないよう壁面とし、又は5センチメートル以上立ち上げること。

ケ その踊場及び当該傾斜路に接する通路等との色の輝度比が大きいこと等によりこれらと識別しやすいものとする。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 2の事項から7の事項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

2 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所及び管理事務所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 直接地上に通ずる出入口にあっては、幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

(イ) 直接地上に通ずる出入口以外のものにおいて、幅は、90センチメートル以上とすること。

(ウ) (エ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(エ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。

(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a (ア)本文に規定する出入口の戸にあっては、幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書に規定する場合の出入口の戸にあっては、90センチメートル以上とすることができる。

b (イ)に規定する出入口の戸にあっては、幅は、90センチメートル以上とすること。

c 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

d 当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。この場合において、全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突を防止するための措置を講ずること。

イ カウンター又は記載台を設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすくするための空間を有する構造のものとする。

ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の事項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。

(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、(1)中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

4 野外劇場及び野外音楽堂

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、2の事項(1)の基準に適合するものであること。

イ 出入口とウに規定する車椅子使用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、90センチメートル以上とすることができる。

(イ) (ウ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。

(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(カ) 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。

(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ウ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合にあっては当該収容定員に5分の1を乗じて得た数(その数が2未満である場合には、2とする。)以上、収容定員が200を超える場合にあっては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース((2)において「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

- エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の事項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。
- (2) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは140センチメートル以上であること。
- イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がなく、かつ、その床が水平であること。
- ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (3) (1)及び(2)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

5 駐車場

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下のときは当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超えるときは当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（(2)において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動車及び普通自動車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- ア 幅は、350センチメートル以上とすること。
- イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。
- ウ 建築物又はその敷地に設ける(1)の駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあつては、当該車椅子使用者用駐車施設から当該建築物における多数の者の利用に供する居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるとともに、屋根を設ける等積雪又は通路の凍結に配慮するほか、必要に応じ当該建築物の出入口までの経路について誘導標示を行うこと。
- エ (1)の駐車場（ウに規定する場合を除く。）に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあつては、当該駐車場の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、1の事項(2)ア、カ及びキ並びに(3)に定める構造とすること。この場合において、通路に高低差があるときは、同事項(5)に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機を設けることとし、当該車椅子使用者が利用可能な昇降機の出入口に接する部分は、水平とすること。

6 便所

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- ア 床の表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
- イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
- ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- (3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。
- (イ) (ウ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(オ) 必要に応じ、点字により男子用又は女子用の別及び便所の構造を示した案内板その他の設備を設けること。

(カ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、90センチメートル以上とすること。

b 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具及び非常用の呼出装置が設けられていること。

(5) (3)ア(ア)及び(カ)並びにイの規定は、(2)アの便房について準用する。

(6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(カ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

7 水飲場及び手洗場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

8 標識及び掲示板

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行い、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

イ 当該標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。

ウ 当該標識は、1の事項(1)に定める構造の園路及び広場の出入口の付近のほか、園内の要所に設けること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

別表第1の2 (第2条の3関係)

1 北海道立真駒内公園の屋内競技場及び屋外競技場並びに駐車場

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
屋内競技場及び屋外競技場	1月4日から12月28日まで(毎月の第1火曜日及び第3火曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日)を除く。)	午前9時から午後9時まで

駐車場	1月4日から12月28日まで	午前6時30分から午後9時まで
-----	----------------	-----------------

2 北海道立野幌総合運動公園のホッケー・サッカー場、ラグビー場、水泳プール、テニスコート、体育館、軟式野球場、硬式野球場、陸上競技場及び合宿所

区分		利用の期間及び時間		
		期間	時間	
ホッケー・サッカー場	人工芝	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで	
	天然芝	5月1日から11月30日まで		
ラグビー場		5月1日から11月30日まで		
水泳プール		1月4日から12月28日まで（月曜日（当該日が休日に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）		
テニスコート		4月1日から11月30日まで		
体育館		4月1日から10月31日まで（月曜日（当該日が休日に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）		
軟式野球場及び硬式野球場		5月1日から11月30日まで		
陸上競技場				
合宿所		1月4日から12月28日まで		午後3時から翌日の午前10時まで

3 北海道子どもの国の大型遊戯施設、休憩所及びキャンプ場

区分		利用の期間及び時間	
		期間	時間
大型遊戯施設		4月1日から10月31日まで（月曜日（当該日が休日に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）	午前9時から午後5時まで
休憩所		1月4日から12月28日まで	
キャンプ場		4月29日から9月30日まで	規則で定める時間

4 北海道立オホーツク公園のオートキャンプ場、パークゴルフ場及び管理棟

区分		利用の期間及び時間	
		期間	時間
オートキャンプ場		4月29日から9月30日まで	規則で定める時間
パークゴルフ場		4月29日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
管理棟		1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで

5 北海道立宗谷ふれあい公園のオートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューコーナー、管理棟及び展望台

区分		利用の期間及び時間	
		期間	時間
オートキャンプ場		4月29日から9月30日まで	規則で定める時間
パークゴルフ場		4月29日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
バーベキューコーナー		4月29日から9月30日まで	午前11時から午後8時まで
		10月1日から10月31日まで	午前11時から午後5時まで
管理棟及び展望台		4月29日から9月30日まで	午前8時から午後9時まで
		10月1日から翌年4月28日まで（12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）	午前9時から午後5時まで

6 北海道立ゆめの森公園のパークゴルフ場及び管理棟

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
パークゴルフ場	4月29日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
管理棟	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで

7 北海道立道南四季の杜公園の管理棟及び体験学習施設

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
管理棟	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
体験学習施設	4月1日から10月31日まで	

8 北海道立十勝エコロジーパークのオートキャンプ場、管理棟及び体験学習施設

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
オートキャンプ場	4月29日から9月30日まで	規則で定める時間
管理棟	1月4日から4月28日まで及び10月1日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
	4月29日から9月30日まで	午前8時から午後9時まで
体験学習施設	4月29日から9月30日まで	午前8時から午後9時まで
	10月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

9 北海道立噴火湾パノラマパークの管理棟及び体験学習施設

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
管理棟及び体験学習施設	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで

10 北海道立サンピラーパークの屋内競技場及び体験学習施設

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
屋内競技場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで
	11月1日から翌年3月31日まで（12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）	午前10時から午後10時まで
体験学習施設	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

11 北海道立オホーツク流水公園の管理棟、休憩所及び体験学習施設

区分	利用の期間及び時間	
	期間	時間
管理棟及び休憩所	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
体験学習施設	4月1日から10月31日まで	

12 1の表から11の表までに掲げる公園施設以外の公園施設

規則で定める期間及び時間

別表第1の3（第10条関係）

1 公園施設を設置し、又は管理する場合

区分	使用料	
公園施設を設置する場合	1平方メートル1月につき	350円
公園施設を管理する場合	1平方メートル1月につき	380円

2 都市公園を占用する場合

区分	使用料	
電柱	1本1年につき	1,150円
電線	1メートル1年につき	80円

変圧塔		1基1年につき	850円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径0.2メートル未満のもの	1メートル1年につき	70円
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	170円
	外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	1メートル1年につき	420円
	外径1.0メートル以上のもの	1メートル1年につき	850円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で、地下に設けられるもの又は高架のもの		1平方メートル1年につき	420円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	340円
公衆電話所 天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル1年につき	850円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		1平方メートル1月につき	70円
標識		1本1年につき	850円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場		1平方メートル1月につき	210円
社会福祉施設		1平方メートル1年につき	850円
自転車駐車場 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔		1平方メートル1月につき	70円

3 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分		使用料	
行商、募金その他これらに類する行為		1平方メートル1日につき	40円
業として行う写真の撮影	常時	1人1月につき	1,170円
	臨時	1人1日につき	120円
業として行う映画の撮影		1時間につき	1,170円
興業		1平方メートル1日につき	30円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し		1平方メートル1月につき	70円

別表第2（第12条の2関係）

1 屋内競技場を利用する場合（利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。）

区分		利用料金の上限額	
全部利用	1 アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合	夏期	78,940円
		冬期	115,150円
	2 生活文化の向上に係る研修会、講演会その他の集會に利用する場合	夏期	158,960円
		冬期	228,000円
	3 生活文化の向上に係る展示会に利用する場合	夏期	198,960円
		冬期	285,900円
	4 その他の催物に利用する場合	夏期	476,950円
		冬期	685,700円
1 コートを利用する場合	1面1回につき		2,870円
	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき	

一部利用	2 個人利用の場合	トレーニング場	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき	1,130円
		その他	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき	300円
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）		1人1回につき	820円	

2 屋外競技場を利用する場合（利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。）

区分			利用料金の上限額		
全部利用	1 アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合	基本料金	夏期	41,000円	
			冬期	127,900円	
	2 生活文化の向上に係る研修会、講演会その他の集会に利用する場合		夏期	83,600円	
			冬期	255,900円	
3 生活文化の向上に係る展示会に利用する場合	夏期	125,700円			
	冬期	384,200円			
4 その他の催物に利用する場合	夏期	209,100円			
	冬期	639,800円			
一部利用	1 コートを利用する場合	1面1回につき		2,820円	
		2 個人利用の場合	トレーニング場	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）			1人1回につき	1,130円
	その他		1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき	300円
			2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき	820円

3 屋内競技場又は屋外競技場を利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合
基本料金 その利用の区分に応じ、1又は2の表に定める額にそれぞれ1.5を乗じて得た額

4 屋内競技場又は屋外競技場内の施設、設備等を利用する場合

1回につき 13,300円

5 会議室を利用する場合

基本料金

1室1回につき

夏期2,870円

冬期3,850円

6 屋内競技場又は屋外競技場を観覧する場合

区分		利用料金の上限額	
1	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき	130円
2	1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児	1人1回につき	160円

童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	
-------------------------	--

7 駐車場を利用する場合（土曜日、日曜日及び休日に利用する場合に限る。）

区分	利用料金の上限額	
バス	1回1日につき	670円
乗用車	1回1日につき	320円
自動二輪車（原動機付自転車を含む。）	1回1日につき	210円

備考

- 1 冬期とは11月1日から翌年3月31日までの期間内において知事が定める期間とし、夏期とは冬期以外の期間とする。
- 2 基本料金とは、月曜日から金曜日までの日（休日を除く。以下「平日」という。）における午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの間の利用料金の上限額とする。
- 3 平日の午後5時から午後9時までの間（以下「夜間」という。）の全部利用に係る利用料金の上限額は、基本料金に1.25を乗じて得た額とする。
- 4 平日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合であって別表第1の2に定める利用の時間を超過し、又は繰り上げて利用するときのその利用に係る利用料金の上限額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき、午後9時から午前7時までの利用にあつては夜間の全部利用に係る利用料金の上限額に0.25を乗じて得た額とし、午前7時から午前9時までの利用にあつては基本料金に0.25を乗じて得た額とする。
- 5 土曜日、日曜日及び休日における全部利用に係る利用料金及び会議室の利用料金の上限額は、平日における利用料金の上限額に1.5を乗じて得た額とする。
- 6 指定管理者は、特別に利用する電気、水道等の料金について、別に実費を徴収することができる。
- 7 貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車に区分し、7の表を適用するものとする。

別表第3（第12条の2関係）

区分		利用料金の上限額	
ホッケー・サッカー場		人工芝	1面1時間につき 6,550円
		天然芝	1面1時間につき 4,710円
ラグビー場		1面1時間につき	4,710円
水泳プール	全部利用の場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 17,470円
		2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 32,870円
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 65,390円
	コース利用の場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき 2,730円
		2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき 4,810円
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき 9,590円

	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人2時間以内1,140円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき660円	
		2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人2時間以内2,250円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき1,130円	
テニスコート			1面1時間につき 4,510円	
体育館	全部利用の場合	メインアリーナ	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 3,840円
			2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 6,550円
			3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 12,310円
		サブアリーナ	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 1,640円
			2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 2,630円
			3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 4,710円
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人2時間以内530円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき270円	
		2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人2時間以内1,150円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき530円	
軟式野球場			1時間につき 4,930円	
硬式野球場	入場料を徴収しない場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、大学の学生並びにこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 6,310円	
			半日につき 18,080円	
			1日につき 26,150円	
	2 1以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 11,830円		
		半日につき 30,670円		
		1日につき 52,310円		

	入場料を徴収する場合	半日につき入場料の額（入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）に60を乗じて得た額（その額が30,670円に満たない場合は、30,670円） 1日につき入場料の額に100を乗じて得た額（その額が52,310円に満たない場合は、52,310円）	
陸上競技場	全部利用の場合	1時間につき 7,930円	
	個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき 530円 1人1回につき 1,150円
		1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者 2 1以外の者	1人1泊につき 6,440円 1人1泊につき 8,050円

備考

- 1 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

別表第4（第12条の2関係）

区分		利用料金の上限額	
大型遊戯施設	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1人1回につき	640円
キャンプ場		1サイト1日につき	720円
		1サイト1泊につき	1,170円

別表第5（第12条の2関係）

- 1 オートキャンプ場（北海道立オホーツク公園及び北海道立宗谷ふれあい公園に係るものに限る。）に入場する場合

(1) 北海道立オホーツク公園のオートキャンプ場に入場する場合

区分		利用料金の上限額	
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1人1日につき	870円
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1人1泊につき	890円
	2 1以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1人1泊につき	1,840円

(2) 北海道立宗谷ふれあい公園のオートキャンプ場に入場する場合

区分		利用料金の上限額	
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1人1日につき	1,530円
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1人1泊につき	1,340円
	2 1以外の者（学齢に達しない	1人1泊につき	2,310円

	者を除く。)	
--	--------	--

2 オートキャンプ場（北海道立オホーツク公園及び北海道立宗谷ふれあい公園に係るものに限る。）内の施設又は設備を利用する場合

(1) 北海道立オホーツク公園内の施設又は設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額	
サイト	1 サイト 1 日につき	780円
	1 サイト 1 泊につき	4,000円
ロッジ	1 棟 1 泊につき	20,560円
洗濯機	1 回につき	520円
乾燥機	1 回につき	170円

(2) 北海道立宗谷ふれあい公園内の施設又は設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額	
サイト	1 サイト 1 日につき	990円
	1 サイト 1 泊につき	3,630円
ロッジ	1 棟 1 泊につき	20,210円
洗濯機	1 回につき	540円
乾燥機	1 回につき	180円

3 パークゴルフ場を利用する場合（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者が利用する場合を除く。）

(1) 北海道立オホーツク公園のパークゴルフ場を利用する場合

1 人 1 日につき 740円

(2) 北海道立宗谷ふれあい公園のパークゴルフ場を利用する場合

1 人 1 日につき 200円

(3) 北海道立ゆめの森公園のパークゴルフ場を利用する場合

1 人 1 日につき 1,070円

4 パークゴルフ場内の設備を利用する場合

(1) 北海道立オホーツク公園のパークゴルフ場内の設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額	
クラブ	1 本 1 日につき	330円

(2) 北海道立宗谷ふれあい公園のパークゴルフ場内の設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額	
クラブ	1 本 1 日につき	120円

(3) 北海道立ゆめの森公園のパークゴルフ場内の設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額	
クラブ	1 本 1 日につき	400円

5 バーベキューコーナー（北海道立宗谷ふれあい公園に係るものに限る。）を利用する場合
テーブル 1 台 1 時間につき 960円

別表第 6（第 12 条の 2 関係）

1 オートキャンプ場に入場する場合

区分	利用料金の上限額	
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1 人 1 日につき 1,360円
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1 人 1 泊につき 1,130円
	2 1 以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1 人 1 泊につき 2,250円

2 オートキャンプ場内の施設又は設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額	
----	----------	--

サイト	1 サイト 1 日につき	760円
	1 サイト 1 泊につき	3,890円
トレーラーハウス	1 棟 1 泊につき	24,190円
ロッジ	1 棟 1 泊につき	40,330円
洗濯機	1 回につき	760円
乾燥機	1 回につき	240円

別表第 7（第12条の 2 関係）

1 屋内競技場を利用する場合（4月1日から10月31日までの間に利用する場合を除く。）

区分	利用料金の上限額
1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート 1 面 1 時間につき 980円
2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート 1 面 1 時間につき 1,990円
3 1 及び 2 以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート 1 面 1 時間につき 3,720円

2 屋内競技場内の設備を利用する場合

区分	利用料金の上限額
カーリング用具（ブラシ、シューズ及びスライダー）	1 組 1 日につき 350円